

〔 ○○施設 〕消防計画

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等(以下「災害等」という)の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

施設名称を記入

建物全体の場合:建物名

テナントの場合:テナント名

2 計画の範囲

- (1) 管理権原の及ぶ範囲は、(○○施設)部分とする。
- (2) この計画は、当該施設に関係する全ての人が守る必要がある。

3 管理権原者

管理権原者()は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

管理権原者の氏名(法人の場合は社名と役職名)を記入

4 自衛消防の組織及び活動等

災害等が発生した場合は被害を最小限にとどめるために自衛消防の組織を設置し、自衛消防の組織編成表(別紙1)に基づき行動する。また、任務の主となる担当者が不在の場合でも対応できる組織づくりを図る。

5 自主検査の実施及び報告

防火管理者は、防火・避難管理、火気使用設備等、電気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査チェック表(別紙2)に基づき毎月1回以上検査を実施し、その結果を記録、保存する。また、検査結果は月に1回、博覧会協会危機管理局に報告する。

6 消防用設備等の点検・整備

防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、使用を開始した日から6か月に1回機器点検、1年に1回総合点検を資格を有するものに実施させ、その結果を防火管理維持台帳に記録、保存するとともに、(1年・3年)に1回此花消防署長宛て大阪・関西万博消防センター又は此花消防署へ報告する。

特定用途(劇場、飲食店、物販店など)は1年
非特定用途(事務所など)は3年

【点検基準】

機器点検:消防用設備等の適正な配置、損傷の有無などを外観や簡易な操作により確認する点検
総合点検:消防用設備等の全部若しくは一部を作動又は使用し、総合的な機能を確認する点検

7 防火対象物の点検及び報告

消防法第8条の2の2(防火対象物の点検及び報告)に該当する場合は、1年に1回、資格を有する者に点検をさせ、その結果を此花消防署長宛て大阪・関西万博消防センター又は此花消防署へ報告する。

【点検が義務となる防火対象物】

- ・収容人員が300人以上のもの
- ・特定用途部分※が地階又は3階以上に存するもので階段が1つのもの(屋外階段である場合を除く)
- ※展示場・物販店、飲食店、劇場、集会場など

8 避難施設等の維持管理及びその案内

火災予防及び避難施設等の維持管理のため、次の事項を遵守する。

- (1) 火気設備等は、使用前、使用後に安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓する。
- (2) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かない。
- (4) 出入口等は、有事の際に容易に開放できるよう維持管理する。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しない。
- (6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (7) 内装や構造等の変更工事を行う場合は、消防法令を確認し、必要に応じて事前に此花消防署(大阪・関西万博消防センター)へ相談する。
- (8) 工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者等の指示を受ける。
- (9) 定期的に換気(特に地下部分)を実施する。(※埋立地に伴い発生した可燃性ガス(メタンガス等)の滞留を防ぐため。)

9 収容人員の適正化

当施設の収容人員について適正に管理する。

また、劇場等の用途に供する部分については、あらかじめ消防署に申請した定員数を超えないように管理する。劇場等定員()人

劇場等の定員数を記入

10 防火管理上必要な教育

防火管理者等は、従業員等に対し、定期に次に示す事項の教育を実施する。

- (1) 消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について
- (2) 災害発生時の任務について
- (3) 消防用設備等の機能及び取扱い要領について
- (4) 火災予防の遵守事項について

11 消防訓練

防火管理者等は、災害等に際し、被害を最小限にとどめるため消火、通報、避難誘導等の訓練を万博開催までに1回以上実施し、その他適宜実施する。

なお、特定用途防火対象物は消防訓練を実施する場合、事前に消防訓練通報書を大阪・関西万博消防センター又は此花消防署へ提出する。

12 消防機関との連絡

防火管理業務について、消防機関に連絡する必要があることは次のとおり。

- (1) 防火管理者の選任、解任の届出
- (2) 消防計画の作成、変更届出
- (3) 消防用設備等の点検結果報告
- (4) 防火対象物の点検結果報告
- (5) 消防訓練通報
- (6) その他法令で定める必要な届出
- (7) 建物の使用用途や構造を変更する場合(部分的な変更も含む)の事前相談

13 南海トラフ地震に係る防災対策

別紙3のとおりとする。

14 その他

- (1) 防火管理上必要な業務の一部を委託する場合は、防火管理業務の一部委託状況表(別紙4)のとおりとする。(消防法施行規則第3条第2項の規定に該当する場合)
- (2) 本計画を含む防火管理上必要な書類(別紙5)は、防火管理維持台帳として記録するとともに保存する。
- (3) 次に掲げる防火防災等に関する協会のガイドラインや計画等を十分に理解し防火管理業務を実施すること。
 - ア「2025年日本国際博覧会協会(大阪・関西万博)防火・防災等に関するガイドライン」
 - イ「2025年日本国際博覧会防災基本計画」
 - ウ「2025年日本国際博覧会防災実施計画」
 - エ「2025年日本国際博覧会災害対応マニュアル」
- (4) 博覧会の防火管理体制や災害活動組織については別添抜粋1、2を確認すること。

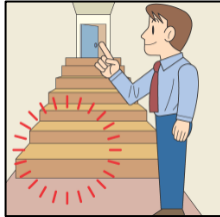
自衛消防の組織編成表

◎リーダーの命令により、施設全体で活動する。

◎火災が発生した時の役割や任務は、次の表のとおり。

役割		災害等発生時の任務
リーダー（万博太郎）		活動を指揮する。
サブリーダー（万博花子）		リーダーを補助する。 リーダーの代理として活動を指揮する。
通報連絡班	班員（夢洲一郎）	1 非常ベルや非常放送設備等の起動や声で、火災の発生を知らせる。 2 119番(消防機関)通報する。
初期消火班	班員（夢洲次郎）	リーダー・サブリーダー・班員欄には役職や氏名を記載 (役職例)管理権原者、防火管理者、施設長、館長、火元責任者、店舗責任者 など
避難誘導班	班員（夢洲三郎）	

※任務等に関係なく、けが人や逃げ遅れた人がいる場合は、全員で協力して補助し、避難誘導にあたる。



自主検査チェック表 【施設編】 【消防用設備編】

検査実施日	年 月 日	検査員		建物名称		
記入例	適正な場合			不備がある場合		
	検査項目	検査結果		検査項目	検査結果	
		適否	不備の内容・場所		適否	不備の内容・場所
	収容人員の管理は適正か。	○	○の場合は記入不要	階段、通路に避難上支障となる物品を置いていないか。	×	東側屋内階段に段ボール多数
※検査対象外の項目は「／」を記入						

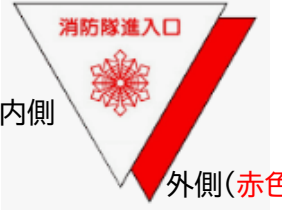
【施設編】

※事前に検査項目を確認しておくことで検査を円滑に実施することができます。

区分		検査項目	検査結果		改善措置	検査項目の解説
			適否	不備の内容・場所		
防火管理	1	収容人員の管理は適正か。				【区分1】 収容人員数は、防火対象物使用開始届や消防計画に記載されています。劇場にあつては定員数を超えないよう管理すること。 【区分3】 非常用進入口は、消防隊が火災時に進入するためのものです。進入の妨げとなる物品を置いていないか確認すること。
	2	従業員に防火上必要な教育、訓練を実施しているか。				
	3	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	自主的に検査を行う際に使用するチェック表であるため消防計画届出時には何も記載する必要はありません。			
	4	建物内外は、常に整理整頓し、可燃物を放置していないか。				
	5	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。				
	6	定期的な換気が実施されているか。 (※埋立地に伴い発生した可燃性ガス(メタンガス等)の滞留を防ぐため)				



非常用進入口のマーク





非常用進入口のマーク



南海トラフ地震に係る防災対策

1 津波警報発表時の対応

- (1)防火管理者は、南海トラフ地震に伴う津波警報※が発表された際は、来場者に冷静な対応を呼びかける(パニック防止)。

※ 津波警報は高さ1mを超える津波が到来することを警報するもので、南海トラフ地震による津波予想高さ5.4mに対して、夢洲の地盤高さは11mのため、会場内には到達しない想定となっている。(「2025年日本国際博覧会防災基本計画」参照)

- (2)防火管理者は、博覧会協会の指示に従い、会場内での一時待機や指定された場所に避難するなど連携した対応を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)が発表された場合は、博覧会の閉場などの動向に留意し、博覧会を継続する場合においては、国、自治体及び博覧会協会の指示に従い後発地震に対して備える。

3 防災訓練

防火管理者は、次に掲げる博覧会協会が主催する防災訓練に積極的に参加し、別途パビリオンにおいて実施する場合は、訓練内容等について博覧会協会と調整し行う。

(1)総合訓練

- ア 火災総合訓練
- イ 地震総合訓練

(2)集合訓練

- ア 消火訓練
- イ 通報訓練
- ウ 避難・避難誘導訓練
- エ 応急手当訓練

4 防災教育

防火管理者は、博覧会協会が実施する防災研修に積極的に参加するものとし、従業員等に対して次に掲げる内容の教育を行う。

- (1)南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2)南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3)地震及び津波に関する一般的な知識
- (4)南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合にとるべき行動及び従業員等が果たすべき役割

5 防災広報

防火管理者は、博覧会協会が行う広報に準じて、来場者に向け次に掲げる内容の広報を行う。

- (1)南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2)南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合にとるべき行動
- (3)正確な情報入手の方法

防火管理業務の一部委託状況表

該当する項目にチェック

委託の方式					
☐ 常駐	☐ 巡回	☐ 遠隔移報	☐ 常駐かつ遠隔	☐ 巡回かつ遠隔	☐ 委託無し

常駐方式: 契約物件に1名以上駐在して警備を行う方式

巡回方式: 定期的に巡回して行う方式

遠隔移報方式: 自動火災報知設備と通信回線による移報システムとの組み合わせにより、火災異常の有無を遠隔より監視して行う方式

業務を受託した者の情報	
受託者の社名(氏名)	〇〇警備株式会社
受託者の住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
担当事務所等の住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
担当事務所等の連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
有事の際に駆け付けるのに必要な時間	約 5 分

該当する項目にチェック

有事の際に駆け付ける時間

委託する業務の範囲	
☐ 遠隔移報による現場確認 ☐ 避難経路や消防用設備等の維持管理 ☐ 火気の点検や監視 ☐ 火災発生や発見時の活動(☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導) ☐ その他 (☐ ☐ ☐ ☐)	